２０１８（平成３０）年度
金沢大学人間社会学域
法学類編入学学生募集要項

金沢大学人間社会学域

法　　学　　類

目　　次

２０１８（平成３０）年度金沢大学人間社会学域法学類編入学学生募集要項

１．募　集　人　員 …… 1

２．編入学の時期及び編入学年次 …… 1

３．編入学時のコース所属 …… 1

４．出　願　手　続 …… 1

（１）出　願　資　格 …… 1

（２）出願書類受付期間 …… 2

（３）送　　付　　先 …… 2

（４）出願に必要な書類等 …… 2

５．選　考　方　法　等 …… 3

６．合　格　者　発　表 …… 4

７．入　学　手　続 …… 4

８．授　　業　　料 …… 4

９．個人情報の保護 …… 4

10．その他注意事項 …… 4

金沢大学人間社会学域法学類入学案内

１．金沢大学人間社会学域法学類受入方針 …… 5

２．金沢大学人間社会学域法学類とは …… 6

３．カリキュラムの説明 …… 7

４．法学類教員名簿 …… 14

２０１８（平成３０）年度
金沢大学人間社会学域
法学類編入学学生募集要項

１．募集人員

10名

２．編入学の時期及び編入学年次

編入学の時期は，2018(平成30)年4月1日とし，第３年次に編入するものとします。

３．編入学時のコース所属

法学類に設置されている3コースのうち，「公共法政策コース」と「企業関係法コース」については，志望に応じて，いずれかのコースに所属することができます。「総合法学コース」は定員を若干名としますので，同コースを志望する場合は「編入学願書」の該当欄をチェック☑してください。同コースへの所属は，編入学試験の成績によって決定されます。また，同コースへの所属が認められなかった場合は，公共法政策コースと企業関係法コースのいずれかを選択することになります。コース所属志願書は入学手続の通知書に同封します。

４．出願手続

（1） 出　願　資　格

編入学を志願することのできる者は，次の「ア～キ」のいずれかに該当し，かつ「ク」の資格を満たしている者とします。

ア　学士の学位を有する者及び2018年3月31日までに学士の学位を取得見込みの者

イ　大学，短期大学及び高等専門学校を卒業した者及び2018年3月31日までに卒業見込みの者

ウ　他の大学に２年以上（休学期間を除く）在学し，かつ，その大学で60単位以上を修得した者及び2018年3月31日までに修得見込みの者(2018年3月31日をもって２年間の在学となる者を含む)

エ　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による学校等を卒業（修了）した者

オ　学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程（修業年限が２年以上で，かつ，課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であるものに限る）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有するものに限る）及び2018年3月31日までに修了見込みの者

カ　高等学校の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）及び2018年3月31日までに修了見込みの者

キ　外国において，学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者及び2018年3月31日までに修了見込みの者

ク　下記の①あるいは②のいずれか一つの資格を満たしている者

①TOEFL-iBT:　61以上

②TOEIC Listening & Reading Test ：　600以上

※TOEFL-ITP（団体向けTOEFLテストプログラム）・TOEIC-IP（団体特別受験制度）の成績は使用できません。

※スコアは，2015(平成27)年8月3日以降に受験しているものが有効です。

（２） 出願書類受付期間

2017年８月１日（火）～2017年８月３日（木）

出願書類は，本学所定の封筒に入れ，「書留速達郵便」での郵送のみの提出とし，期間内に必着とします。ただし，締切日（2017年８月３日（木））を過ぎて到着した出願書類のうち，2017年８月２日（水）までの発信局日付印のある書留速達郵便に限り受理します。

（３） 送付先　〒920－1192　金沢市角間町（かくままち）　金沢大学学生部入試課入学試験係

（４） 出願に必要な書類等

志願者は，次の書類等を一括して所定の期日までに金沢大学学生部入試課入学試験係に提出してください。

編入学願書	本要項に添付の用紙により作成してください。
志望理由書	本要項に添付の用紙を用いて，志願者本人が直筆で記入してください。(800字以内)
最終学校の学位授与証明書又は卒業証明書	在学中の者は卒業見込証明書（出身学校所定のもの）。成績証明書に卒業又は卒業見込みであることが記載されている場合は提出不要です。 上記４出願手続(1)出願資格のウにより出願しようとする者で，最終学年でないために卒業見込証明書が発行されないものは，**「在学期間証明書」**（本要項に添付の用紙を使用すること）。 上記４出願手続(1)出願資格のオにより出願しようとする者は，専修学校長が作成する**「専修学校専門課程の修業年限及び課程修了に要する総授業時間数等の証明書」**（本要項に添付の用紙を使用すること）。
学位記の写し又は学位授与証明書	学校教育法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者のみ提出してください。学位取得見込者は学位授与申請受理証明書を提出してください。（学位授与（申請受理）証明書は，大学改革支援・学位授与機構が作成したもの。）
最終学校の成績証明書	修得単位数を明記し，厳封したもの。
単位修得見込み申立書	上記４出願手続(1)出願資格のウにより出願しようとする者で，出願時点で60単位以上の修得がないものは，本要項添付の**「単位修得見込み申立書」**の様式に履修登録済みあるいは登録予定の科目名と単位数を記載して提出してください。 なお，上記内容が分かる書類（在学中の学校で発行される書類等）がある場合は，その名称を本要項添付の様式に記載し，「単位取得見込み申立書」と併せて提出してください。
写真	２枚（本要項に添付の受験票，写真票に貼付してください。）
TOEFL又はTOEICの成績証明書の写し	上記４出願手続(1)出願資格のクを参照し，①TOEFL-iBT または②TOEIC Listening & Reading Test の公式スコアの写しを出願時に提出してください。(2015(平成27)年８月３日以降に受験しているものが有効です。TOEFL-ITP（団体向けTOEFLテストプログラム）・TOEIC-IP（団体特別受験制度）の成績は使用できません。) なお，選抜試験当日には必ず原本を持参し，受験票と併せて試験室において提示してください。提示された認定書は確認後に返却します。 また，提示が認められるのは，個人用公式認定書のオリジナルです。当日，提示がない場合は，失格となる場合がありますので，十分注意してください。

入学検定料振込金証明書	30,000円 納入方法は銀行振込となります。 本要項に添付の振込依頼書に必要事項を記入の上，「電信扱」が利用できる金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・農協・漁協）窓口から振込をしてください。（ゆうちょ銀行・郵便局からの振込はできません。） 振込手数料は，志願者負担となります。（北陸銀行本支店からの振込の場合，手数料はかかりません。） 振込後，取扱金融機関の領収印が押印してあることを確認し，本要項に添付の「金沢大学人間社会学域法学類編入学入学検定料振込金証明書」を「金沢大学人間社会学域法学類編入学願書」の所定欄に貼付して提出してください。また，「領収書」は，大切に保管してください。 ※（１）通常，金融機関の窓口営業時間は午後３時までです。また，土・日・祝日は休業となりますので，注意してください。 （２）ＡＴＭ（現金自動預払機），携帯電話，パソコン等からは振込まないでください。 **出願書類受理後は，どのような事情があっても入学検定料の返還はしませんので注意してください。** **ただし，入学検定料の振込後，出願を取り止めた場合は返還手続を行うことができますので，下記担当課まで連絡してください。なお，返還の際は「領収書（本人控）」及び「振込金証明書（提出用）」が必要になります。** 担当課　金沢大学財務部財務管理課出納係 〒920-1192　金沢市角間町　　電話（076）264-5059～5060
受験票送付用封筒	本要項に添付の封筒に郵便番号，住所，氏名を明記の上，362円切手（速達分）を貼付してください。
住所票	本要項に添付の用紙により作成し，１．合格通知書送付先欄及び ２．入学手続書類送付先欄は郵便番号，住所，氏名を明記してください。 ３．本学控欄は氏名，性別，出身都道府県名，出身学校名を明記してください。
在留カードの写し及びパスポートの写し	外国人留学生のみ 在留カード（表・裏）の写し及びパスポート（国籍，氏名，性別，生年月日，在留資格が記載されたページ）の写しを提出してください。 日本に在留していない外国人は，パスポートの写しのみを提出してください。

５．選考方法等

合格者の選考は，小論文及び面接の得点を合計した数値によって行われます。

（１）　筆記試験　　小論文（法学・政治学に関連した問題）（200点満点）

（２）　面　　接　　専門的素養を含みます。（100点満点）

（３）　試験日時

月　　日	時　　間	検査内容
９月５日（火）	９：00 ～ 11：00	小論文
	13：00 ～	面　　接

（４）　試験場　　金沢大学人間社会学域法学類

（５）　受験上の注意事項

①　試験当日は，午前８時40分までに集合してください。

②　受験の際には，受験票を必ず携帯してください。

６．合格者発表

2017年9月29日（金）午前10時

金沢大学法学類掲示板に掲示するとともに，合格者には郵便で通知します。電話による合否の問い合わせには一切応じません。法学類webサイトでも，合格者（受験番号）を発表します。

７．入学手続

（１） 2017年11月中旬に合格者あてに通知します。

また，受験票は入学手続時に必要なため，保管をお願いします。

（２） 入学手続期間に入学手続を完了しない場合は，入学を辞退したものとして取り扱います。

【参考】入学手続時に必要な経費

入学料　　282,000円（予定）

（注） 上記の納入金額は予定額であり，入学時に入学料が改定された場合には，改定時から新入学料が適用されます。

（３） その他の経費

本学では学生生活における事故等に備え,必要な保険に加入することを強く推奨しております。

学生教育研究災害傷害保険料　　1,750円（２年分）（予定）

８．授業料

授業料（前期分）　　267,900円（予定）　（年額535,800円）（予定）

（注） 上記の納入金額は予定額であり，入学時又は在学中に授業料が改定された場合には，改定時から新授業料が適用されます。

９．個人情報の保護

金沢大学では，「国立大学法人金沢大学個人情報管理規程」等を制定し，本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めています。

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報及び入学手続時に提出いただく全ての書類に記載されている個人情報は，次の業務で利用します。

（１）入学者選抜及び入学手続に関わる業務

（２）入学後の学籍管理，修学指導に関わる業務及び健康診断等の保健管理に関わる業務

（３）入学後の本学ポータルサイト利用，学内LAN利用，図書館利用及び図書貸出し等の学内サービス業務

（４）入学料免除，授業料免除，奨学生選考等の修学支援に関わる業務

（５）入学料・授業料の納入に関わる業務及び収納業務を委託する金融機関での必要な業務

（６）入学者選抜に関する個人が特定できない形で行う調査研究業務

（７）卒業（修了）生に対する学習成果等調査（アウトカムズ・アセスメント），同窓会活動への支援等に関する業務

（８）その他，個人が特定できない形で行う統計処理業務

10．その他注意事項

（１） 出願書類受理後の記載事項の変更，提出書類等の返却は認めません。

（２） 出願書類等に虚偽の記載及び不正な申告があったときは，入学を認めないことがあります。

また，入学後に出願書類等の虚偽記載又は不正な申告が判明した場合も入学許可を取り消すことがあります。その場合，振り込まれた入学料については返納しません。

（３） 出願に関する事項その他について，郵便で照会するときは，返信用封筒（定形，82円切手を貼付し，受信者の郵便番号，住所及び氏名を明記したもの）を同封してください。

（４） 募集要項・出願書類用紙の郵送を希望するときは，封筒の表に「法学類編入学学生募集要項請求」と朱書きし，返信用封筒（角形２号「240×332 ㎜」，250 円切手を貼付し，受信者の郵便番号，住所及び氏名を明記したもの）を同封してください。

（５） 2008～2017 年度編入学試験の問題，出題趣旨及び講評は，法学類ホームページ上に，PDF ファイルを掲載しています。それ以前の過去の編入学試験の問題は，学生課事務室で閲覧・一時借出をすることができます。なお，コピーの郵送は，著作権法上の問題があるため，一切しておりません。

http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/home/prospective/

出願事項照会先・募集要項請求先

〒920-1192　金沢市角間町

金沢大学人間社会系事務部学生課入試係

電話　（076）264-5600

【参考データ：入試結果概要】

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2013 年度	25	14	3
2014 年度	17	13	4
2015 年度	25	10	4
2016 年度	21	11	5
2017 年度	33	10	5

金沢大学人間社会学域法学類入学案内

１．金沢大学人間社会学域法学類受入方針（アドミッション・ポリシー）

国内外の社会状況が大きく変化している現代において，法と政治に関する基本的な理念や知識は，個々人が他者と共生していくために不可欠なものとなっています。法学類では，このような認識に基づき，法学・政治学を体系的に学ぶことを通じて，現代社会が抱える諸問題を発見し，将来的課題に取り組む能力を有した人材を養成することを目標としています。

求める人材

・すでに修得した法学以外の専門分野の知識を生かし，さらに法学を学ぶことによって社会に貢献し得る能力を獲得したいと願っている人

・すでに修得した法学・政治学の基本的知識を前提に，これらをさらに深く学ぶことによって法律・政治に関する様々な事象や問題を探究・解決する能力を獲得したいと願っている人

選抜の基本方針

一定の英語能力を有していることを前提として，小論文及び面接により，日頃から社会問題に対する強い関心を有しているか，大学での法学・政治学の学習に必要な基礎的知識を備えているか，他者の考えを正確に理解し自分の意見を論理的に表現するコミュニケーション能力があるか，などを総合的に評価します。

入学までに身につけて欲しい教科・科目等

・高等学校で履修した様々な科目の内容について理解していること

・法律や裁判例の読解，政治的問題の把握，これらに基づく私見の提示・論述に必要な国語力を十分に修得していること

・社会的・国際的諸問題の本質を探究し，その解決を図るために必要な社会科目や外国語科目の学力を十分に修得していること

２．金沢大学人間社会学域法学類とは

法学類の概要

人間社会学域法学類は，本学の組織再編により，法学部を母体として 2008 年度に発足しました。法学類の目標は，現代社会に対して幅広い関心を持ち，より良い社会の実現のために法的，政策的な観点から問題の解決策を導き出せる人材を育成することです。こうした目標のもと，法学類には，具体的な学習目標や卒業後の進路などに対応して 3 コースが設置され，法学や政治学を体系的に学ぶことのできるカリキュラムが編成されています。法学類は，公務員，企業人，団体職員，研究者，法曹関係者など，社会に多様な人材を送り出してきた法学部の伝統と実績を受けつぎ，さらに発展させます。

● 公共法政策コース

「公共法政策コース」では，法律と行政・社会の関係について理解し，高度に専門化した行政・公共部門で活躍できる人材の育成をめざします。

そのため，社会の公的枠組みを形成している憲法や行政法といった法分野の理解を深めるとともに，政策形成のプロセスを扱う政策過程論や公共政策論，複雑な行政任務に対応するために必要な隣接分野への理解も深めていきます。

● 企業関係法コース

「企業関係法コース」では，企業の経済活動にかかわる法律や企業活動から生じる法的問題の理解を深め，企業で活躍できる人材，企業法務を担う人材の育成をめざします。

また，企業活動にかかわる基本ルールの理解を前提に，最前線において生じる問題を扱う知的財産法や倒産法などの分野，あるいは国際化にともなう国際取引法や国際私法などの分野についても学びます。

● 総合法学コース

「総合法学コース」は，法学に関する高度の専門知識と問題解決能力を修得したい学生や，法科大学院や法学系大学院への進学をめざす学生のニーズにこたえるコースです。

このコースに所属する学生は「法学」の体系や法の理念・歴史など基本的分野について幅広く学ぶとともに，判例研究や総合法学演習などを通じて，大学院における学習のための基礎的能力をも修得することになります。

卒業後の進路

法学類生の卒業後の進路は多様です。法学類卒業後，より高度な専門知識の修得や学問的関心の充足を図りたいという学生の要請に対応して，人間社会環境研究科（博士前期課程）が設置されており，博士後期課程への進学を希望する場合には，同研究科（博士後期課程）に進学することができます。

かつての法学部からは，これまで多数の学生が大学院に進学しており，多くの研究者が巣立っています。また，法曹界を志望する場合には大学院法務研究科（法科大学院）に進学することができます。国家公務員･地方公務員になる者は，毎年の卒業生の約 30%を占めています。民間一流企業への進出も著しく，その分野も金融機関をはじめ，マスコミ，サービス業など多岐にわたっています。

３．カリキュラムの説明

2018 年度編入学生が金沢大学法学類を卒業するのに必要な単位数は，共通教育科目 38 単位以上（法学類細則及び別表第 1 参照），専門教育科目 90 単位以上（法学類細則及び別表第 2 参照）で，在学する 3 年生と同じカリキュラムにより単位を修得することになります。編入学生の既修得単位の扱いについては，法学類細則第 8 条によります。

総合法学コースへの所属が認められた編入学生は，別表第 2 の「総合法学コース」の区分にしたがって科目を履修することになります。公共法政策コース･企業関係法コースに所属する編入学生は，別表第 2 の「編入学生」の区分にしたがって科目を履修することになります。詳細は，入学時のガイダンスでの説明を参照してください。

なお，教育職員免許状の取得などのためには，一定の共通教育科目の単位修得が必要となることがありますので，注意してください。

法　学　類　細　則（抄）

第１章　　総則

（趣旨）

第１条　この細則（以下，「本細則」という。）は，金沢大学人間社会学域法学類（以下「本学類」という。）における教育課程，履修方法，試験，卒業等に関し，金沢大学学則，金沢大学履修規程（以下「履修規程」という。），金沢大学共通教育科目に関する規程（以下「共通教育科目規程」という。）及び金沢大学人間社会学域規程（以下「学域規程」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定める。

第２章　　コースの決定，単位修得要件及び履修方法等

（所属コースの決定・学域規程第５条関係）

第２条　本学類に以下のコースを置く。

公共法政策コース

企業関係法コース

総合法学コース

２　学生は，第２学年の後期の所定の期日までに，前項のコースから志望するコースを選択し，学類長に届け出なければならない。

３　総合法学コースを志望する者は，コース選択時までの成績が，履修規程第15条の定めるところにより算出したGPA値で，2.0以上でなければならない。

４　総合法学コースの志望者が，30名を超過した場合は，コース選択時までのGPA値及び面接により，選考を行うことがある。

（転コース・学域規程第27条関係）

第３条　前条により決定した所属コースを変更しようとするときは，学類長に願い出なければならない。ただし，総合法学コースへの転コースは，認められない。

２　転コースの時期は，学期の始めとする。

３　転コースを許可された学生は，転コース後の所属コースにおいて，１年以上履修しなければならない。

（卒業に必要な単位数及び授業科目）

第４条　学域規程別表第２に定める卒業に必要な単位数の細目は，本細則別表第１の定めるところによる。

２　学域規程別表第3-1及び別表第3-2に定める授業科目は，それぞれ２単位まで，本細則別表第１所定の卒業に必要な単位数に算入することができる。　（本項追加。平成28年４月１日施行）

３　学域規程別表第４のうち，本学類の提供する授業科目の履修方法は，本細則別表第２に定めるところにより，修得すべき単位数の細目は，所属コースごとに次のとおりとする。　（本項改正。平成28年４月１日施行）

コース	必修	選択必修	選択	合計
公共法政策コース	4単位	62単位	20単位以上	86単位以上
企業関係法コース	4単位	56単位	26単位以上	86単位以上
総合法学コース	4単位	40単位	42単位以上	86単位以上

4　専門基礎科目及び専門科目の選択必修科目について，選択必修科目の修得すべき単位数を超えて修得した単位は，選択科目の単位として認定する。

5　本学類以外の学類が提供する専門基礎科目及び専門科目（学域規程第39条に定める教職に関する科目を除く。）については，24単位まで（ただし，公共法政策コース所属の学生においては20単位まで），選択科目の単位として認定する。　（本項改正。平成28年４月１日施行）

6　総合法学コースに所属する学生が，第３条第１項本文の規定により，転コースをした場合において，すでに総合法学演習又は判例研究の単位を修得していたときは，選択科目の単位として認定する。

（本項追加。平成23年２月７日施行）

（特別な履修手続）

第５条　学生は，次の各号に掲げる授業科目の履修については，履修規程第８条に定める履修登録手続のほか，それぞれ掲示によって指示する時期に，所定の申請書を提出しなければならない。

(1) 演習

(2) インターンシップ

(3) 判例研究

(4) 卒業論文　（本項改正。平成28年４月１日施行）

2　インターンシップは，休学その他やむを得ない事情がある場合を除き，第３学年において履修するものとする。

3　第３学年前期に第19条の規定による早期卒業の申請をした学生は，第３学年において卒業論文を履修することができる。　（本項追加。平成21年10月13日施行。本項改正。平成28年４月１日施行）

4　【削除】　（本項改正。平成23年２月７日施行。本項削除。平成25年４月１日施行）

（重複履修の制限）

第５条の２　同一曜日・時限に提供される異なった授業科目は，同時に履修することができない。集中講義としての開講期間が重なる授業科目についても，同様である。

2　授業科目名を同じくする科目は，重ねて履修することができない。ただし，次の各号に掲げる場合は，この限りでない。

(1) 過去に履修登録したが，単位を認定されなかった授業科目を再履修する場合

(2) 同一学期に提供される外国書講読・基礎演習及び特講について，異なる教員が提供する同一科目を重複履修する場合

(3) 同一教員が提供する外国書講読・基礎演習及び特講について，異なる学期に提供される同一科目（授業内容が同一である場合を除く。）を再履修する場合　（本条追加。平成25年４月１日施行。本項改正。平成27年４月１日施行）

（履修登録単位数の上限解除・学域規程第８条関係）

第５条の３　直近の学期までの成績が，履修規程第15条の定めるところにより算出したGPA値で2.5以上である者については，学域規程別表第５に定める履修登録単位数の上限を解除する。　（本条追加。平成28年４月１日施行）

（演習の履修要件，所属決定等）

第６条　学生は，次の各号に掲げる単位を修得しなければ，演習を履修することができない。

(1) 共通教育科目のうち導入科目４単位及び「プレゼン・ディベート論（初学者ゼミII）」

(2) 専門基礎科目のうち４単位

2　演習の志望者が，担当教員の定める定員を超過した場合は，担当教員の選考により所属者を決定することがある。

3　本学類専任教員及び法務研究科専任教員の提供する演習以外の演習は，選択科目としてのみ履修することができる。　（本項改正。平成21年４月１日施行。本条改正。平成28年４月１日施行）

（再入学生の取扱い）

第７条　再入学生の選考に係る手続，再入学生が属する年次，在学期間，再入学生の既修得単位の認定その他，再入学生の取扱いについては，別に定める。　（本条改正。平成23年２月７日施行）

（編入学生の単位修得要件等についての特則）

第８条　編入学生に係る，第２条第２項から第４項までの規定の適用については，別に定める。

2　編入学生は，第４条第１項の規定にかかわらず，本細則別表第１の定める卒業に必要な単位数のうち，共通教育科目38単位，学域GS科目２単位，学域GS言語科目２単位及び専門基礎科目４単位を含む60単位を履修したものとみなす。　（本項改正。平成28年４月１日施行）

３　第６条第１項の規定は，編入学生には適用しない。

（教育職員免許状取得のために必要な単位の修得等）

第９条　教育職員免許状を取得するために必要な単位の修得要件，履修方法等については，別に定める。

（他学類の学生による履修の制限）

第10条　他学類の学生は，次の各号に掲げる授業科目を履修することができない。

(1) 外国書講読

(2) 基礎演習

(3) 演習

(4) 総合法学演習

(5) 判例研究

(6) 卒業論文　（本項改正。平成28年４月１日施行）

第３章　試験及び成績評価

（授業科目の成績評価の目的及び方法）

第11条　成績評価は，各授業科目のシラバスに記載された学習の目的・目標の達成度を評価することを目的として，定期試験，レポート，授業への参加度その他シラバスに記載された方法により行う。

（定期試験の実施）

第12条　定期試験の実施に関し必要な事項は，別に定める。

（追試験願の添付書類）

第13条　学域規程第17条に規定する，追試験の願い出には，定期試験の当日に受験することができなかったやむを得ない事由を証明する書類を添付しなければならない。

（卒業論文及び判例研究の提出方法等）

第14条　卒業論文及び判例研究の提出方法，執筆要領等については，別に定める。

（成績評価に対する疑義申立て）

第15条　本学類の提供する授業科目の成績評価に対する，履修規程第16条に定める疑義申立ての手続に関し必要な事項は，本条に定めるもののほか，成績通知表交付時に公示する。

２　学生は，授業科目の成績評価に疑義があるときは，授業科目担当教員が公表する採点の要点又は講評を熟読の上，授業科目担当教員に疑義の照会をしなければならない。ただし，非常勤講師の担当科目については，この限りでない。

３　学生は，前項の照会によっても疑義が解消しないときは，成績評価に対する疑義の申立てをすることができる。

４　前項の申立ては，授業科目の成績評価が成績評価基準に照らして不相当と考える理由を具体的に説明して行わなければならない。

（GPA値の利用項目・学域規程第20条第１項関係）

第16条　学域規程第20条の規定により，本学類においてGPA値を利用する項目は以下のとおりとする。

(1) 学域規程第26条第１項及び本細則第20条第１項の規定による，本学類への転学類の出願資格の設定

(2) 本細則第２条第３項及び第４項に定める，総合法学コースの選択要件の設定及び志望者数が受け入れ上限数を超過した場合に実施する選考

(3) 学域規程第21条第２項及び本細則第19条に定める，早期卒業の申請要件及び卒業要件の設定

(4) 学域規程第８条第４項及び本細則第５条の３の規定による，履修登録単位数の上限を解除する要件の設定

（本条改正。平成28年４月１日施行）

（再履修科目がある場合のGPA値の算出・学域規程第20条第２項関係）

第17条　不可又は放棄と評価された授業科目を次学期以降に再履修した場合は，再履修分のみを履修規程第14条第３項に定める，履修登録した授業科目の単位数の総和に算入する。

（GPA対象外科目とする授業科目・学域規程第20条第３項関係）

第18条　学域規程第20条第３項の規定による，GPA対象外科目とする授業科目については，別に定める。

（本条追加・以下の条数繰り下げ。平成22年４月１日施行）

第４章　卒業

（早期卒業・学域規程第21条関係）

第19条　学生は，第３学年前期又は後期の掲示によって指示する期間内に，３年の在学をもって卒業すること（以下，本条において「早期卒業」という。）の申請をすることができる。

２　早期卒業の申請をするには，直近の学期までのGPA値が2.8以上であり，かつ修得単位数が，申請の時期に応じて以下の基準に達していなければならない。

イ　第３学年前期に申請する場合　84単位以上

ロ　第３学年後期に申請する場合　105単位以上　（本項改正。平成28年４月１日施行）

３　早期卒業の申請をした者については，第３学年の終了時において，学域規程第21条第１項，別表第２及び本細則別表第１に定める卒業に必要な単位を修得し，かつGPA値が3.0以上である場合又はGPA値が2.8以上であり，本学大学院人間社会環境研究科法学・政治学専攻又は法務研究科の入学試験に合格しており，同専攻又は同研究科への進学を確約できる場合に限り，早期卒業を認定する。　（本項改正。平成28年４月１日施行）

第５章　　転学類

（転学類・学域規程第26条関係）

第20条　本学類への転学類の出願資格は，出願時の直近の単位確定時期までの在学期１について，16単位以上を修得しており，かつGPA値が，2.5以上であることとする。

２　前項の出願資格を有する志願者に対し，学類会議が別に定めるところにより選考を行う。

３　転学類を許可された者が，転学類前に修得した単位の取扱いは，次のとおりとする。

①　本学類の提供する授業科目の単位は，本学類で修得した単位とみなす。

②　本学類の提供する授業科目以外の単位については，第４条第５項の規定を準用する。

第６章　　雑則

（改正）

第21条　本細則の改正は，学類会議の議による。

（補則）

第22条　本細則に定めるもののほか，必要な事項は，学類会議が定める。

附則

この細則は，平成20年４月１日から施行する。

附則（第６条第３項，第４項関係）

この細則は，平成21年４月１日から施行し，平成20年度入学者から適用する。

附則（第５条第３項関係）

この細則は，平成21年10月13日から施行する。

附則（第18条関係）

この細則は，平成22年４月１日から施行し，平成20年度入学者から適用する。

附則（第４条第６項，第５条第４項，第７条，別表第２関係）

１　この細則は，平成23年２月７日から施行する。

２　改正後の第４条第６項，第５条第４項及び別表第２は，平成20年度入学者から適用する。

附則（第２条第３項，第５条第１項，第15条第１項，第16条第４号，第17条関係）

この細則は，平成23年４月１日から施行する。ただし，第16条第４号の改正に係る部分は，平成22年７月９日から施行し，平成22年４月１日から適用する。

附則（別表第２関係）

この細則は，平成24年４月１日から施行し，平成24年度入学者から適用する。

附則（第５条４項，第５条の２，第10条，別表第２関係）

１　この細則は，平成25年４月１日から施行する。

２　平成24年度以前の入学者については，改正後の第５条の２の規定を除き，なお従前の例による。

附則（第４条第２項，第５項，第５条の２第２項，第６条，第10条，第19条第２項，別表第２関係）

この細則は，平成27年４月１日から施行し，平成27年度入学者から適用する。

附則（第４条第２項から第５項，第５条第１項，第５条の３，第６条，第８条第２項，第10条，第16条第４号，第19号第２項及び同３項別表第１及び第２関係）

この細則は，平成28年４月１日から施行し，平成28年度入学者から適用する。ただし第10条の改正のうち「海外語学研修」を削除する部分は平成25年度入学者から適用し，第19条第２項及び第３項の規定は，平成26年度入学者から適用する。

別表第１　卒業に必要な単位数の細目（第４条第１項関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">修得すべき単位数及び条件</th></tr>
<tr><td rowspan="5">共通教育科目</td><td>導入科目</td><td rowspan="5">38単位以上</td><td>大学・社会生活論，初学者ゼミI，情報処理基礎，地域概論の各１単位，合計４単位</td></tr>
<tr><td>GS科目</td><td>プレゼン・ディベート論（初学者ゼミII）１単位を含め，合計15単位</td></tr>
<tr><td>GS言語科目</td><td>８単位</td></tr>
<tr><td>初習言語科目</td><td>同一言語で８単位</td></tr>
<tr><td>自由履修科目</td><td>導入科目及びGS言語科目を除くすべての共通教育科目のうちから３単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門教育科目</td><td>学域GS科目</td><td rowspan="4">90単位以上</td><td>学域規程別表第３－１に定める授業科目から２単位</td></tr>
<tr><td>学域GS言語科目</td><td>学域規程別表第３－２に定める授業科目から２単位</td></tr>
<tr><td>専門基礎科目</td><td rowspan="2">専門基礎科目４単位以上を含め86単位以上</td></tr>
<tr><td>専門科目</td></tr>
<tr><td colspan="2">卒業に必要な単位数</td><td colspan="2">128単位以上</td></tr>
</table>

注：GS科目及びGS言語科目の開講科目及び履修条件は，共通教育科目規程の定めるところによる。

別表第２　専門科目の履修方法（第４条第２項関係）

（注）

１　単位数欄の＊印は，単位の分割認定が可能な授業科目である。

２　科目によっては，年度により開講しないことがある。また，開講学期は変更することがある。

３　特講として開講する授業科目は，毎学期の初めに，公示する。

４　法学検定試験委員会が実施する法学検定試験の合格者には，申請により，次の通り「法学概論」又は「特講」の単位を認定する。申請の方法等については，別に定める。

(1) ベーシック〈初級〉コース　「法学概論」２単位（「法学概論」保留者のみ）

(2) スタンダード〈中級〉コース　「特講（法学検定Ⅰ）」２単位

(3) アドバンスト〈上級〉コース　「特講（法学検定Ⅱ）」４単位

５　教職限定とある授業科目は，教職に関する科目「教師論」または「教育の理念と歴史」の単位を修得済みで，かつ教員免許を取得する意思を有している者のみ履修可。

ただし，第４条第５項の規定により，他学類の提供する授業科目として履修することを妨げない。

６　「演習」は，指導教員の開講する「演習」４単位を必修とし，これとは別に，指導教員または指導教員以外の開講する「演習」を合計８単位まで，４年次に履修することができる。

別表第２　専門科目の履修方法（第４条第２項関係）

科目区分	授業科目	単位数	最低履修可能年次 開講学期 1年 前期 Q1	1年 前期 Q2	1年 後期 Q3	1年 後期 Q4	2年 前期 Q1	2年 前期 Q2	2年 後期 Q3	2年 後期 Q4	3年 前期 Q1	3年 前期 Q2	3年 後期 Q3	3年 後期 Q4	卒業に必要な単位数 公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース	編入学生	備考
専門基礎科目	法学概論	2	2												4以上	4以上	4以上	任意選択	
	政治学	2	2																
	民事法入門	4			4														
基本科目Ⅰ（公共法政策系）	憲法第一部	4			4										18以上	18以上	18以上	18以上	
	憲法第二部	4					4												
	行政法第一部	4							4										
	刑法第一部	4					4												
	刑法第二部	4							4										
	国際法第一部	4							4										
	公共政策論	4					4												
	政治思想史	4					4												
	行政学A	2							2										
基本科目Ⅱ（企業関係法系）	民法第一部	4					4								8以上	8以上	8以上	8以上	
	民法第二部	4							4										
	民法第三部	4					4												
	会社法第一部	4							4										
基本科目Ⅲ	税財政法	4											4		16以上	16以上	任意選択	任意選択	
	労使関係法	2									2								
	雇用関係法	4											4						
	社会保障法	4											4						
	民法第四部	4											4						
	家族法	2												2					
	民事訴訟法	4									4								
	会社法第二部	4									4								
	経済法	4											4						
応用科目Ⅰ	行政法第二部	4									4				6以上	任意選択	任意選択	任意選択	
	地方自治法	2											2						
	国際法第二部	4									4								
	刑事訴訟法	4									4								
応用科目Ⅱ	計量分析	2										2			10以上	任意選択	任意選択	任意選択	
	計量分析実習	2											2						
	政治学各論A	2									2								
	政治学各論B	2												2					
	政策過程論	4									4								
	政治社会学	4									4								
	行政学B	2												2					
	政治コミュニケーション論A	2									2								
	政治コミュニケーション論B	2											2						

科目区分	授業科目	単位数	最低履修可能年次 開講学期 1年 前期 Q1	1年 前期 Q2	1年 後期 Q3	1年 後期 Q4	2年 前期 Q1	2年 前期 Q2	2年 後期 Q3	2年 後期 Q4	3年 前期 Q1	3年 前期 Q2	3年 後期 Q3	3年 後期 Q4	卒業に必要な単位数 公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース	編入学生	備考
応用科目Ⅲ	商法総則・商行為法	4									4				任意選択	10以上	任意選択	任意選択	
	手形法・小切手法	2											2						
	民事執行・保全法	2											2						隔年開講
	倒産法	2											2						隔年開講
	知的財産法	4									4								
	国際経済法	2									2								
	国際私法	4									4								
	国際取引法	4											4						
	外国法	4											4						
応用科目Ⅳ	法理学	4											4		任意選択	任意選択	4以上	任意選択	
	日本法制史	4									4								
	西洋法制史	4											4						
	東洋法制史	4									4								
選択科目	法思想史	2									2				任意選択	任意選択	任意選択	任意選択	隔年開講
	刑事政策	2											2						隔年開講
	少年法	2											2						隔年開講
	法医学	2									2								
	法律実務	2			2														
	インターンシップ	2										2							原則3年次に履修すること
	特講	*12					12												
	特講（法学検定Ⅰ）	2					2												注4参照
	特講（法学検定Ⅱ）	4					4												
他学類等と共通	哲学概論A	2									2				任意選択	任意選択	任意選択	任意選択	教職限定
	哲学概論B	2											2						
	社会学	2									2								
	環境政策論I	1											1						
	環境政策論II	1												1					
	社会福祉総論I	2									2								
	社会福祉総論II	2											2						
	国際関係論1	1											1						
	国際関係論2	1												1					
	国際機構論1	1									1								
	国際機構論2	1										1							
	国際政治史1	1									1								
	国際政治史2	1										1							
	比較政治学1	1											1						
	比較政治学2	1												1					
演習科目	外国書講読	*10					10								任意選択	任意選択	任意選択	任意選択	
	海外語学研修	*4					4												
	基礎演習	*6			6														
	演習	*12									12				4以上	4以上	4以上	4以上	同一教員の演習は、8単位まで履修可
	総合法学演習	*4									2		2		履修不可		6以上	履修不可	同一教員の総合法学演習は2単位のみ認定
	判例研究	*4									2		2						同一教員の判例研究は2単位のみ認定
	卒業論文	6									6				任意選択	任意選択		任意選択	4年次配当科目

法学類教員名簿（２０１８（平成３０）年度予定）

	主要科目	教授	准教授	講師
基礎法学	法理学	足立　英彦		
	日本法制史		丸本　由美子	
	西洋法制史			
	東洋法制史	中村　正人		
	外国法	東川　浩二		
	環境政策		大野　智彦（準）	
公法学・社会法学	憲法		山崎　友也	
	行政法		長内　祐樹	
	税財政法		平川　英子	
	国際法	稲角　光恵		
	刑法	永井　善之		
	刑事訴訟法		大貝　　葵	
	雇用関係法			
	社会保障法	石田　道彦		
民事法学	民法	合田　篤子		
			高　　秀成	
	民事訴訟法		福本　知行	
	商法		永江　　亘	
			村上　　裕	
	国際私法・国際取引法		羽賀　由利子	
	経済法			
	知的財産法	大友　信秀		
政治学	公共政策論		木村　高宏	
	政治社会学			
	政策過程論			河合　晃一
	計量分析	岡田　　浩		
	政治思想史	仲正　昌樹		
	政治コミュニケーション論	山本　竜大		

（準）は法学類準専任教員を表します。準専任教員は他の学類，センターなどの専任教員ですが，同時に法学類専任教員に準じて法学類の授業科目を担当します。この他に，大学院法務研究科（法科大学院）および他学類の専任教員が法学類の授業科目を担当することもあります。

金沢大学所在地略図

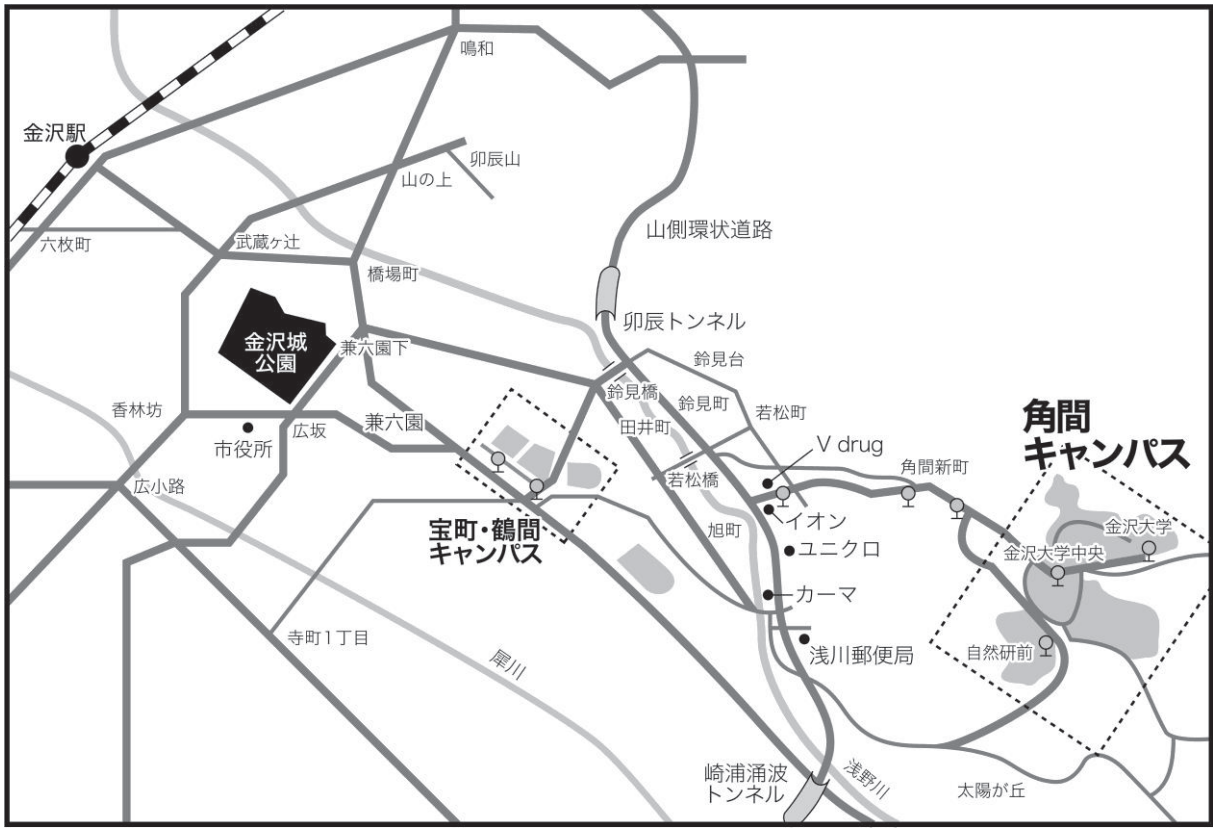

金沢大学法学類へのアクセス

【路線バス利用の場合】

ＪＲ金沢駅兼六園口（東口）バスターミナルから「金沢大学　（角間）」行き乗車，「金沢大学（終点）」下車，徒歩１分（ＪＲ金沢駅から約 35 分）

※「金沢大学中央」で下車した場合は徒歩で３分程かかります。

【タクシー利用の場合】

ＪＲ金沢駅から約 20 分

【小松空港まで航空機を利用の場合】

空港連絡バス「市内経由金沢駅」行き乗車，「香林坊（アトリオ前）」下車（乗り換え），「香林坊（中央公園前）」から「金沢大学（角間）」行き乗車，「金沢大学（終点）」下車，徒歩１分（所要約１時間）

※「金沢大学中央」で下車した場合は徒歩で３分程かかります。

（募集要項・出願書類用紙請求方法）

封筒の表に「法学類編入学学生募集要項請求」と朱書きし，返信用封筒（角形２号「240×332 ㎜」，250 円切手を貼付し，受信者の郵便番号，住所及び氏名を明記したもの）を同封してください。

金沢大学人間社会学域
法　　学　　類

〒920-1192　金沢市角間町（かくままち）

電話（076）264－5600

人間社会系事務部学生課入試係

（人間社会第２講義棟１階）

http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/